

## 韓国知的財産ニュース 2017 年 4 月後期

(No. 341)

発行年月日：2017 年 5 月 2 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★★目次★★★★

このニュースは、4 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁と韓国電子通信研究院、MOU を締結 (2017. 4. 18)
- 2-2 韓国知識財産総連合会の創立発足式とシンポジウムの開催 (2017. 4. 21)
- 2-3 UNIST と蔚山地検、知財権保護に向けた協力を約束 (2017. 4. 25)

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 中国のオンラインショッピングモールで模倣品の販売掲示物 19, 621 件削除 (2017. 4. 24)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 特許庁、商標審査官・審査官・裁判官による合同セミナーを開催 (2017. 4. 27)

#### その他一般

- 5-1 医薬用途のシード特許出願が増加 (2017. 4. 17)
- 5-2 スマート手袋、会話も翻訳も (2017. 4. 19)
- 5-3 IoT と人工知能を融合させたデジタルドアロックの特許出願が増加 (2017. 4. 20)
- 5-4 人間と疎通するソーシャルロボットに関する特許出願が急増 (2017. 4. 25)
- 5-5 UAE、韓国特許庁を背負い特許の先進化に拍車をかける (2017. 4. 26)
- 5-6 知的財産を通じた韓流、南太平洋まで拡散させる (2017. 4. 26)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁と韓国電子通信研究院、MOU を締結

韓国特許庁(2017. 4. 18)

韓国特許庁と韓国電子通信研究院は4月19日午前11時に韓国電子通信研究院 (ETRI) で「特許分野における人工知能のサービス開発に向けた業務協約 (MOU)」を締結すると発表した。

この協約は、第4次産業革命の中核である人工知能の技術の特許分野に適用するために人工知能の技術や情報をお互いに交流するなど緊密な協調が欠かせないという認識から行われた。

両機関は未来創造科学部から支援を受け、ETRI で2013年から開発が進んでいる人工知能、ExoBrainの第2段階事業(2017~2019年)を特許分野に適用し、特許分野における人工知能のサービス発掘およびシステム開発などで協力していく予定だ。

現在、検討しているサービスには人工知能を通して出願書を分析し、先行技術文献を自動的に検索する知能型特許検索サービスと、特許制度や出願手続きなどの質問に対し時間に関係なく応えられる人工知能相談サービスがある。これにより、国民にとって特許がより身近なものになるとみられる。

特許庁長は「特許庁はETRIとの協力を契機に特許分野における人工知能のサービス開発を積極的に進め、知財サービス産業の多角化を促し、ひいては韓国における知財競争力の向上に寄与できるよう努力するつもりだ」と述べた。

ETRIの院長も「今回のMOUを通してETRIで開発しているExo Brain技術の特許分野にも適用し、特許分野に人工知能の技術を取り入れ、サービスモデルを発掘することで、韓国の特許分野の知能型サービスの向上に大きく貢献することが期待される」と述べた。

## 2-2 韓国知識財産総連合会の創立発足式とシンポジウムの開催

韓国知識財産研究院(2017. 4. 21)

2017年4月4日に、国会議員会館の大会議室において韓国初の知的財産民間機構である韓国知識財産総連合会の創立発足式が行われ、「第4次産業革命と知識国家の発展戦略」に関するシンポジウムを開催した。

(背景)第4次産業革命を成功裏に導き、国家発展の原動力にして大韓民国を北東アジアにおける知的財産ハブ国家に牽引するため、韓国知識財産総連合会を結成する。

(目的)同シンポジウムは、科学、文化芸術、産業など各分野の団体が知的財産に関する政策を提案することで、知識社会に進むべき方向性と戦略を策定することを目的とする。

(内容)同シンポジウムにおいて提案された「第4次産業革命の成功に向けた知的財産の政策」の主な内容と詳細内容は次のとおりである。

### 1. 国家知的財産を総括するコントロールタワーの構築

- 知的財産政策を総括できる知的財産部を新設
- 青瓦台に知的財産政策を担当する秘書官を新設
- 研究開発政策と知的財産政策の調整および連携を活性化

### 2. 国家レベルの「知的財産の広場」づくり

- 知的産業関連の民間、公共機関、マスコミをまたぐ、知的財産疎通の窓口である韓国知識財産総連合会を通して市場が要求する知的財産政策を反映
- 能動的な知的財産政策の樹立と国家知的財産能力を合わせ、第4次産業革命の基盤を構築

### 3. 第4次産業時代におけるIP政策の構築

- 現実的に知的財産権を保護するために懲罰的な損害賠償制度を導入
- IP紛争解決の効率性や専門性の向上により、知的財産ハブ国家を実現し、国の知的財産競争力を強化
- 第4次産業の活性化に必要な、新たな類型の知的財産権を保護
- 知的財産を活用する金融の活性化に向けた制度の改善および環境の整備

### 4. 企業にフレンドリーなIP環境づくりによる第4次産業の雇用創出

- インキュベーションおよび持続的な成長に向けた制度づくり
- IP を基盤とし、高付加価値を生む起業の活性化による雇用創出
- ネガティブ規制を企業支援政策に転換

## 5. 知的財産に関する教育の多角化

- 産業界の IP 専門家を養成するために大学に長短期課程を新設
- 企業内、企業協会での IP 教育と大学での IP 課程の連携を強化
- 引退世代が IP 教育を通じて再就職できるような教育体系づくり

## 6. IP 専門のマスコミ養成

- 知的財産に対する国民の認識転換に向けた知的財産の大衆化
- 知的財産専門のマスコミ、媒体の活性化により、健全な知的財産文化を築き、市場が主導する知的財産の環境づくり

## 7. 技術進歩による知識社会への転換

- 理工系の待遇改善による科学技術の発展
- 産・学・研が連携し、知的産業の振興に向けて研究を支援
- 職務発明補償金に対する税制優遇などを設け、産・学・研が研究できる雰囲気奨励

## 8. 著作権保護の強化

- K-POP 等韓流コンテンツに対する著作権の保護を強化
- 第 4 次産業の核心であるソフトウェアと文化的な創作に対する著作権とデザインを積極的に保護
- Culture Technology の育成と保護による韓流コンテンツの多様化

### 2-3 UNIST と蔚山地検、知財権保護に向けた協力を約束

電子新聞(2017. 4. 25)

蔚山（ウルサン）科学技術大学（UNIST）は、25 日に蔚山地方検察庁と研究成果の権利保護に向けた業務協約（MOU）を締結したと発表した。地方検察庁が大学の研究成果の権利保護に向けて乗り出すのは今回が初めてだ。業務協約により、蔚山地検は UNIST の海外市場への進出時における知財権の保護や侵害予防のためのアドバイスの提供および対応業務の支援を行う。

UNIST は事業化が有望な特化源泉技術分野に人材や財源を集中させて研究ブランドに育てている。研究ブランド事業の中核は優秀技術と差別化を通し、海外市場を攻略する「輸

出型研究」だ。研究により生まれた価値は大学発展基金を造成し、持続的な成長を可能にする予定だ。

蔚山地検庁は「地域の研究機関の技術と知財権は国家競争力につながるだけに保護に重点を置く」とし「海外市場への進出を目指す UNIST が知財権侵害に対して心配せずに研究に邁進できるように取り組む」と述べた。

UNIST の学長は「蔚山地検による研究成果の権利保護のおかげで、事業化の成功に向けた基盤を整えた」とし「輸出型研究で新産業を育成し、地域の産業構造の多様化し、地域の中小企業の競争力を強化し、グローバル企業への跳躍に貢献したい」と語った。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 中国のオンラインショッピングモールで模倣品の販売揭示物 19,621 件削除

韓国特許庁(2017. 4. 24)

韓国特許庁は 2016 年に韓国知識財産保護院 (以下、保護院) を通し、中国のアリババグループのオンラインショッピングモールで販売される、模倣品の販売揭示物 19,621 件を削除したと発表した。

保護院に助けてもらった韓国企業は同期間 20 社で、その規模は正規品基準で約 356 億ウォンと、平均販売単価および販売揭示物当たりの平均販売個数を考えると、約 700 億ウォン (\*) に上る。

\* 平均販売単価 (最高値および最安値は除外) × 月平均の販売個数 × 削除件数

模倣品の販売による韓国国内企業の売上減少や信頼度低下など付随的な被害を含めれば、模倣品の販売揭示物の削除による効果はこれよりはるかに大きいと予想される。

中国のアリババグループのオープンマーケットで流通する K ブランドの模倣品は、最近中国の消費者に人気を博している衣類、化粧品だけではなく、おもちゃやサングラス、かばん、美容機器、医療機器など品目が多い。

特許庁は 2017 年にもアリババグループと協力し、オンラインでの模倣品の流通を防ぐと同時に取締り活動を強化する予定だ。またアリババグループに続き、中国で第 2 位のオープンマーケットである京東商城とも協力を強化する予定だ。

特許庁産業財産保護協力局長は、「オンラインマーケットの急成長に伴い、模倣品の流通による被害も相次いでいるとの報告がある」とし、「韓国企業が中国など海外のオンラインショッピングモールでの模倣品が流通していることにも関心を持たなければならない」と訴えた。

中国のアリババグループ、京東商城で流通する模倣品に対するモニタリングや被害申告、対応相談は保護院の海外協力チーム（02 - 2183 - 5883）を利用すればいい。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 特許庁、商標審査官・審判官・裁判官による合同セミナーを開催

韓国特許庁(2017. 4. 27)

韓国特許庁は弁理業界などを対象に4月28日（金曜）午後3時にソウル江南区に所在する韓国知識財産センターの19階にある大会議室で「現場におけるコミュニケーションと審査品質を高めるための審査官・審判官・裁判官による合同セミナー」を開催すると発表した。

今回のセミナーは商標・デザイン出願に対する審査、審判および訴訟をそれぞれ担当する審査官、審判官、特許法院の判事など判断主体間の判断基準および見解の相違を最小化し、一貫性があり、効率的な審査、審判および訴訟方策を模索することで出願人に実質的に役立たせるために実施される。

主な内容としては▲大法院・特許法院の商標・デザイン審決取消訴訟および侵害訴訟などの主要判例を通じた法院の見解を研究、▲実際の紛争事例を通じた判断主体との見解の相違を克服するための方法、▲最近の商標審査官の決定に対する異議審査官の見解および異議申請に関する留意事項などが議論される見通しだ。

特許庁商標デザイン審査局長は、「今回の合同セミナーは商標・デザイン分野の審査官・審判官・裁判官など事務者間の討論を通じ、審査・審判・訴訟段階での相互観点の相違点を乗り越えるための方策などが提示される場となる」とし「出願人などは各段階で適正な対応策を見出せる場となることを期待する」と語った。

一方で、セミナー資料集は現場で配布される予定であり、その他の詳細は特許庁商標審査政策課（042 - 481 - 5268）にお問い合わせを。

## その他一般

### 5-1 医薬用途のシード特許出願が増加

韓国特許庁(2017. 4. 17)

スーパーシードブームが巻き起こり、種を活用した医薬用途の特許出願が相次いでいる。

韓国特許庁によると、2007年から2016年までの10年間、種や種からの抽出物が医薬用途で出願された件数は計609件あったことが分かった。

2007年に45件、2016年に47件が出願されるなど、2007年から2016年まで毎年40件以上の特許出願が続いている。2011年には96件と、過去最多の特許件数があった。

出願された種の種類には、朝顔の種、蓮の花の種、チャノキの種、グレープフルーツの種、高麗人参の種、ケンポナシの種、オオバコの種など計119の種類があった。ほとんどは種からの抽出物を含める薬学造成物、種由来の化合物、種由来の化合物の抽出方法などの形態で出願された。

種の種類別に特許件数を見れば、ブドウの種(45件)、ナツメの種(26件)、ベニバナの種(25件)、ネナシカズラの種(25件)、ハトムギ(20件)、大根の種(19件)、ケツメイシ(19件)、ケンポナシの種(18件)などさまざまな種類の種が医薬用途で出願されている。

疾患別の特許出願件数を見れば、過去10年間出願された609件のうち、主な疾患に対する医薬用途の出願件数は374件だ。肥満、糖尿病などの代謝疾患(55件)、脱毛、不妊、勃起不全などのホルモン疾患(55件)、関節炎、創傷などの炎症疾患(51件)、アトピー性皮膚炎など皮膚疾患(49件)、アルツハイマー病、認知症、パーキンソン病、うつ病など神経疾患(40件)の順で出願された。

いわゆる3大スーパーシードと呼ばれるヘンプシード、チアシード、アマシードの特許出願を見れば、ヘンプシードは関節炎、動脈硬化、育毛、チアシードは肥満、アマシードはドライアイやアトピー性皮膚炎、老化、癌に対する医薬用途でそれぞれ出願された。また、3大スーパーシードのうち、アマシードの薬理作用に対する研究が最も盛んに行われていると分析された。

ウ・ジャンチュン博士が「種は一つの宇宙だ」と表現したように、種は昔から生命の源泉とされてきた。ここ数年間、出願された数多くの種により種の中に隠されている、薬理作用をする成分やさまざまな疾病に関する薬理効果が証明され、種の価値が再び注目を浴びている。

韓国では 2006 年に蓮の花の種から抽出した物質から作った天然物医薬品であるヨンシンジョンが販売された。その後、種を素材とした後続医薬品に対する開発はそれほど進んでいないのが現状だ。種の医薬用途の特許出願が相次いでいるため、今後種を素材とした医薬品が天然物医薬品市場でシェアを高めると見られている。

特許庁薬品化学審査課長は「2009 年に全国を恐怖に陥れた新型インフルエンザの治療薬であるタミフルも中国の自生植物トウシキミの木の果実（八角）の種から抽出した成分から作られた」とし、「薬理作用を起こす種の成分を利用した医薬品は、1,000 億ドル規模の天然物医薬品市場で新たな代案になる可能性がある。種の薬理作用成分を利用した医薬品の開発に興味を持ち、力を入れる必要がある」と述べた。

## 5-2 スマート手袋、会話も翻訳も

韓国特許庁(2017. 4. 19)

防寒や発熱、タッチといった単純な機能を超え、先端センサーや通信技術を合わせて文字や点字、人の動作などを認識し、生体信号を測定して診断および治療機能を備えるスマート手袋に関する特許出願が相次いでいる。

韓国特許庁によると、スマート手袋分野に関する特許出願はセンサー技術の飛躍的な発展とともにこの 5 年間急増していることが分かった。

スマート手袋に関する出願件数は、この 5 年間（2012～2016 年）年平均 17.8 件と、以前の 5 年間（2007～2011 年）の年平均 4.6 件に比べ、約 4 倍増加した。

出願の主体別に見れば、この 10 年間の特許出願 112 件のうち、企業の出願が約 40%（45 件）と最も多く、次いで個人の出願が約 25%（28 件）であることが分かった。

スマート手袋はセンサーやデジタルおよび通信の先端技術を導入し、モノのインターネット（IoT、Internet of Thing）の技術を実現している。

センサーやデジタル技術を活用し、文字だけではなく手や指の動きといった人の動作を

認識し、これを有無線通信技術で共有する。

仮想触感技術は、実際に周りの環境だけではなく仮想環境や拡張現実での触感を、手袋をしている人にそのまま伝える。

スマート手袋は情報収集や共有を通して新たな機能を備える。その機能を医療用やリハビリ用、障害者の手袋などに適用し、活用分野を拡大しつつある。

話す手袋は耳の不自由な人のために手話を自動的に認識して翻訳し、それをスピーカーで流す。翻訳する手袋は目の不自由な人のために点字を判読・生成する。

医療用の手袋はリハビリ時に手や指が動きやすくする。また、生体信号や運動情報を測定することで健康状態を診断する。さらに鎮痛を和らげる注射や手指鍼も備える。

特許庁の高分子繊維審査課長は「モノのインターネットのような先端技術を取り入れたスマート手袋は、最近話題になっている第4次産業革命における活用性が高まるとみられ、特に障害者の日を迎え、話す手袋や医療用の手袋といった技術が注目を浴びている」と述べた。

### 5-3 IoTと人工知能を融合させたデジタルドアロックの特許出願が増加

韓国特許庁(2017.4.20)

韓国特許庁によると、IoT技術を融合させたデジタルドアロックに関する特許出願件数は2009年から5年間は一桁にすぎなかったが、2014年には27件、2015年には48件になるなど毎年二桁で急増していることが分かった。

スマートフォンの登場により、IoT技術とデジタルドアロックの融合が本格化し、ユーザーがスマートフォンでドアロックを開閉できるようになった。その後、人工知能を利用するデジタルドアロック技術の発展をけん引してきた。

人工知能を利用するデジタルドアロックに関する発明件数は、2003年に韓国初で出願された以降、2013年まで計8件にすぎなかったが、2014年にはたった1年で7件が出願されるなど増えた。

2014年を起点に増加したIoTや人工知能の技術を融合させたデジタルドアロックに関する特許出願は、スマートフォンの大衆化による現象とみられ、当面は続くと予想される。

こうした中で、IoT に関するデジタルドアロックの出願件数は、全体のデジタルドアロックの出願の 3 分の 1 を占めていることが明らかになった。

IoT や人工知能の技術などを融合させたデジタルドアロックに関する技術動向

デジタルドアロックには取っ手やキーパッド、回路基板などが含まれているが、初期には RF カード、指紋認識、顔面認識といった暗号コード技術に関する出願がほとんどだった。しかし、こうした技術は事前登録が欠かせないため、不特定多数に対する選別的な出入り許容に適用することは困難だった。

最近、デジタルドアロックに関する技術の発展とともに人工知能が融合したが、これは事前登録なしでは男性と女性、大人と子供を正確に区別できなかった従来の顔面認識の技術における弱点を克服したのだ。

これにより、女性用の公衆トイレには女性のみ出入りを許容し、屋上のドアは大人のみ開けられるよう許容するデジタルドアロックの装置を、近いうちに日常で目にすることができるだろう。

一方で、デジタルドアロックの IoT 化により、人工知能や対話型スピーカーなどとの結合も可能になった。これにより、リビングやキッチンなどから玄関まで行かなくても一言言うだけでドアが開けられる時代が開き、ユーザーは生活でさらなる利便性を享受できると期待できる。

特許庁住居生活審査課長は「IoT、人工知能などが中核である第 4 次産業革命を契機にデジタルドアロック分野も知能型に発展している」とし「今後も IoT や人工知能、デジタルドアロックに関する特許出願は続くと予想できる」と述べた。

#### 5-4 人間と疎通するソーシャルロボットに関する特許出願が急増

デジタルタイムズ(2017.4.25)

人間と疎通し、自律的に行動する「ソーシャルロボット」に対する関心が高まる中、最近産業界を中心に特許出願が急増している。

25 日、韓国特許庁によると、ここ 5 年間 (2012~2016 年) 出願されたソーシャルロボットに関する特許は計 51 件に達した。特に人工知能 (AI) やモノのインターネット (IoT) など先端 ICT 技術に注目が集まり始めた 2013 年以降、特許出願が活発に行われている。

特許出願件数を年度別に見ると、2012年と2013年に7件ずつあったが、2014年9件、2015年12件、2016年16件など、毎年、特許出願件数は継続的に増加しており、ここ2年間の出願件数は過去2年に比べ75%も増加するなど大幅に増えている。

ソーシャルロボットは人とコミュニケーションできる能力を持っており、情緒的に相互作用が可能なロボットとして高齢化や家族解体などの社会問題に対応し、医療や家事を支援するなど福祉向上を図る上で重要な役割を担当すると期待を集めている。

出願人別に見ると、企業が全体出願の51% (26件) を占め最も多く、次いで大学・研究所が41% (21件)、個人8% (4件) などの順だった。注目すべきは企業による出願割合が過去5年間 (2007~2011年) の29%からここ5年間 (2012~2016年) は51%へと約2倍増加した一方、大学・研究所による出願割合は同期間66%から41%へと大きく減少した。

これは人工知能やロボット工学の発展に伴い、ロボットの活用範囲の拡大による市場規模の急成長を見込み、企業が技術開発に積極的に取り組んでいる結果だと分析できる。

出願技術の動向を見ると、単純な反復機能を行う「器具・制御技術」の割合が61%から31%へと大幅に減少した。一方で、対照的に人間の表情から感情を認識し、自然と会話をする「データ認識・処理技術」の割合は32%から49%へと増加した。これはソーシャルロボットに関する技術開発トレンドが、単なるロボット機能を超え、周辺状況や人間の感情を把握し、相互作用する方向に変わっていることを示す結果だ。

特許庁ロボット自動化審査課長は、「ソーシャルロボット市場がまだ初期段階であるだけに単純な機能を繰り返すロボットから脱し、人工知能やモノのインターネットなど先端技術をロボット技術と融合させ、差別化される製品およびサービスを開発し、これを権利化につなげることが重要だ」と述べた。

特許庁は、ソーシャルロボット分野における知財権の競争力の強化に向け「国家の特許戦略をめぐる青写真の構築事業」を通じたR&Dの方向性を提示し、ソーシャルロボット競進大会と知財に関するコンサルタントを持続的に進めている。

## 5-5 UAE、韓国特許庁を背負い特許の先進化に拍車をかける

韓国特許庁(2017.4.26)

韓国特許庁はアラブ首長国連邦 (UAE) の特許出願に対する審査をさらに 3 年間行うと発表した。特許庁は 2014 年から UAE に韓国審査官を派遣し、韓国特許庁の特許審査行政輸出事業を進めてきたが、その成果が追い風となり、後続契約の締結に至った。

特許庁長と UAE の経済部次官は 4 月 26 日午前 11 時に特許庁のソウル事務所で会談し、現地で特許審査を進めてきた成果について議論し、審査官の第 2 次派遣のための契約書に署名した。

特許庁は 2014 年 2 月に UAE の経済部と特許審査代行のための知財権に協力する了解覚書を締結した。同年 6 月から特許審査官 5 人を現地に派遣し、UAE に申請された特許出願を審査している。また特許出願の一部は韓国特許庁に移管されて審査処理が行われている。

2016 年 2 月には韓国型特許情報システムにおける初の海外輸出事例である 450 万ドル規模の特許情報システム構築事業の契約を UAE 政府と締結し、1 年間の開発期間を経て実際に 2 月から国民向けサービスを提供している。

一方で、双方の代表は、今後 UAE の特許審査組織の設立や、法・制度の改善、審査人材の養成など、UAE における総合的な知財権戦略の樹立に向けた総合コンサルティングを、韓国が提供することについても意見を交わし、今年中のコンサルティング開始をめぐり、コンサルティングの範囲、必要な予算など実務議論を早急に締めくくることが合意した。

UAE 政府は、UAE を 2021 年までに中東地域における知財権中心地として浮上させるために最高レベルの特許専門機関の設立を進めており、知財権分野で緊密な協力関係を維持してきた韓国と、特許審査組織の設立など、知財権をめぐるインフラ改善に向けた相互協力を主な内容とする了解覚書を昨年 10 月に締結した。

特許庁長は「UAE 政府が特許審査の延長を要請したのは、韓国特許庁の特許行政サービスの品質水準が国際的に再確認できたことだ」とし「韓国特許庁はポストオイル時代に備える UAE の革新に役立つ戦略的なパートナーになる」と意気込んでいた。

## 5-6 知的財産を通じた韓流、南太平洋まで拡散させる

韓国特許庁 (2017. 4. 26)

韓国特許庁は世界知的所有権機関 (WIPO) と 4 月 24 日 (月曜) から 27 日 (木曜) まで「パシフィックアイランド地域における国際商標・デザインに関するカンファレンス」

をクック諸島 (Cook Islands) (\*) で開催したと発表した。

\*ニュージーランドから東北方に約 3,000 キロ離れた 15 の島からなる諸島

「ブランドとデザインの活用を通じた地域特産品の付加価値を創出できる知財環境づくり」をテーマに開かれた今回のカンファレンスには、

ミクロネシア連邦、キリバス、フィジー、マーシャル諸島、ナウル、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、クック諸島などパシフィックアイランド地域の 13 カ国における知財関連の高位公務員以外に、クック諸島の副総理および WIPO の首席諮問官なども参加した。

特許庁はこれまで期間切れの特許を活用し、途上国に適正技術を普及し、途上国の商品の付加価値を向上させるためにブランドを開発してきた。また、途上国における知財の力を強化するために WIPO の韓国信託基金を通じた事業を展開し、国際知財専門人材の養成に向けた知財関連教育コンテンツを開発してきた。

こうした取り組みにより、特許庁はベトナムや、フィリピン、インド、イランなどアジア 13 カ国の特許庁長が参加し、4 月 12 日 (水曜) から 14 日 (金曜) まで大田特許庁で開催された「アジア地域 13 カ国の特許庁長カンファレンス」で高い評価を受けた。さらに「アジア地域における知財権協力に関する大田宣言文」の採択も導いた。

特許庁は、今回の「パシフィックアイランド地域における国際商標・デザインに関するカンファレンス」で「グローバル知財センター (GIPC)」から世界 1 位と評価を受けている優秀な韓国の商標制度を紹介した。また途上国における知財の力の強化に向けた特許庁のさまざまな協力事業を発表し、カンファレンスの参加者からいい反応をもらった。

特許庁多者機構チーム長は「今回のカンファレンスを通し、特許庁が行ってきた途上国に対する支援事業に基づき、知的財産を通じた韓流が南太平洋地域の国へ拡散することを期待する」と述べた。

※グローバル知財センター (GIPC) : 米国商工会議所の傘下機関として毎年スイスや日本など 45 カ国を対象に評価し、知財権の保護水準などに関する情報を提供。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム